

令和2年5月13日

内閣委員会 質問要旨

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム  
階 猛

1. 検察官の職務と責任の特殊性について
2. 改正後の検察庁法22条と国家公務員法の関係について
3. 改正後の検察庁法22条2、3項に基づく改正後の国家公務員法81条の7の読み替えについて
4. 改正後の検察庁法22条の必要がないとの判断を昨年秋に行っていたことについて
5. 改正後の検察庁法22条の立法事実について
6. 改正後の検察庁法22条の立案と検察官に勤務延長制度が適用されるとする解釈変更の関係
7. 改正後の検察庁法22条が検察組織に与える影響について
8. 改正法附則3条6項の読み替え規定について

答弁者はいずれも武田大臣

以 上

※配布資料は追って提出